

(別 紙)  
答申第152号

答 申

## 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年4月9日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇市が指定管理申請書等に係る欠格事由該当に関する調査について（照会）市民に公表を禁止した理由について（警察の指示） 施設名 〇〇〇〇 法人名 〇〇〇〇 所在地 〇〇〇〇 代表者 〇〇〇〇」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成24年4月17日、実施機関は、本件開示請求に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の法人又は特定の事項を名指ししたものであり、開示請求された行政文書の存否を明らかにすれば、暴力団排除に関する情報提供事務に支障を及ぼすおそれがあるほか、暴力団排除という公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号及び第6号に規定されている「不開示情報」を開示することとなるため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成24年4月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

### 4 諮 問

平成24年5月10日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨







開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。

しかし、本件開示請求のように、特定の者の名を挙げて、当該特定の者に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合には、行政文書に記録されている当該情報は存在するが、不開示情報に該当するとして不開示決定をしたり、当該情報を記録した行政文書が存在しないとして不開示決定をすれば、当該情報の存否が明らかになってしまうが、これにより不開示情報を開示することになってしまう場合がある。

そこで、条例第10条は、その例外として、行政文書が存在するしないにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。したがって、この規定を適用するに当たっては、行政文書の存否を明らかにすれば、どのような内容の不開示情報を開示することとなるのかを具体的に明らかにする必要がある。

#### 4 本件行政文書の条例第10条該当性について

諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第4号及び第6号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示とした本件決定は妥当である旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

暴力団に関する情報は、実施機関にとっては機密性の高い情報であると認められ、情報の内容はもとより、情報を保有しているという事実あるいは保有していないという事実についても機密性の高い情報であると認められる。

したがって、特定の者の名を挙げて、その者が暴力団と関わりがあるかどうかについての照会文書、当該照会に対する回答文書の開示を求める開示請求に対して、文書の存否を明らかにして開示決定等を行った場合、実施機関が特定の暴力団に関する情報を保有しているという事実あるいは保有していないという事実が明らかになるおそれがあり、実施機関における暴力団対策に支障を及ぼすことは想定されることである。

ところで、行政機関等が合意書等に基づいて、警察に対し、特定の者が暴力団と関わりがあるかどうかについて照会する場合には、照会するかどうかは行政機関等の自主的な判断に委ねられている場合と、照会することが義務付けられている場合とがあり、後者の場合、照会文書及び当該照会に対する回答文書が存在することが制度上自ずと明らかになることがある。しかし、そのような状況は、照会を受ける側である警察においても容易に想定できることであり、その上で、より大きな公益目的を達成するために合意書等が締結されているのであるから、照会文書及び当該照会に対する回答文書の存否が公になることにより、暴力団が関与する犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすとは認められないこともあり得る。

そこで、本件事案について当審査会が確認したところ、本件合意書においては、〇〇市長は〇〇警察署長に対し照会することができると規定されており、照会するかどうかは〇〇市長の判断に委ねられているが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市暴力団排除条例施行規則（平成〇〇年〇〇月〇〇市規則第〇〇号）が施行され、指定管理者



(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 5月10日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年 6月14日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 2月21日 (第161回審査会)	・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年 3月14日 (第162回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成25年 5月16日 (第163回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成25年 6月25日 (第164回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成25年 7月23日 (第165回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成25年 8月 6日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）、弁護士	会長代理
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	
ちはらみえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長